

# 盛岡市の助成制度

## 盛岡市サテライトオフィス設置支援事業補助金

【令和3年4月26日】

制度概要	<p>産業の振興及び雇用の機会の創出を図るため、岩手県の区域外に主たる事業所を有する製造業又は情報サービス業事業者が、市の区域内にサテライトオフィスを設置し、サテライトオフィス従事者に業務を行わせる場合に要する経費に対し、予算の範囲内で『盛岡市サテライトオフィス設置支援事業補助金』を交付します。</p> <p>※ サテライトオフィス：事業所における業務の一部を、当該事業所の所在地とは別の場所において行うことを目的として設置する事業所。</p>												
対象事業者	<p>製造業又は情報サービス業を主たる事業として行う者で次の要件を満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 岩手県の区域外に主たる事業所を有していること。</li><li>② サテライトオフィス設置後2年以上業務を行わせようとする者。</li></ol>												
実施期間	<p>令和3年4月15日から令和4年3月末日まで</p> <p>※令和4年3月15日までに完了報告書を提出できる場合に限る。</p>												
補助内容	<p>市の区域内にサテライトオフィスを設置し、市の区域内に住所を有する従事者に業務を行わせる場合に要する経費（施設改修等経費、備品購入・運搬・情報システム導入費、電気通信回線使用経費及び施設賃借料（令和3年度分のみ））に対して、サテライトオフィス従事者の数に応じて補助</p> <table border="1"><thead><tr><th>従事者の数</th><th>補助上限額</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～3人</td><td>100万円</td><td>4分の3</td></tr><tr><td>4～19人</td><td>300万円</td><td>4分の3</td></tr><tr><td>20人以上</td><td>1000万円</td><td>2分の1</td></tr></tbody></table> <p>※予算が無くなり次第終了となります。</p>	従事者の数	補助上限額	補助率	1～3人	100万円	4分の3	4～19人	300万円	4分の3	20人以上	1000万円	2分の1
従事者の数	補助上限額	補助率											
1～3人	100万円	4分の3											
4～19人	300万円	4分の3											
20人以上	1000万円	2分の1											
申請手続 (補助金)	<p>サテライトオフィスの設置を検討している段階で、ものづくり推進課にお電話等でご相談ください。</p> <p>要件を確認したうえで、次の申請書類をご提出いただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 補助金交付申請書（様式第1号）</li><li>② 事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）</li><li>③ その他市長が必要と認める書類</li></ol> <p>※様式及び記載例については、下記ホームページをご参照ください。</p>												

【問合せ先】〒020-8531 岩手県盛岡市若園町2番18号

盛岡市商工労働部ものづくり推進課工業振興係

電話：019-626-7538 E-Mail：[monozukuri@city.morioka.iwate.jp](mailto:monozukuri@city.morioka.iwate.jp)

市ホームページ：<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/sangyo/kogyo/1034731.html>